

フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧 (平成 27 年度 8 ～ 9 月分)

番号	質 問	回 答
1	書類の付き合い合わせだけでなく、実質的な監査をやるべきなのに、それをさせない理由は？ 弛んだ監査が多いのは、関係が深い人が就任しているからで、もっと厳しくすべきでは？	<p>(前段について、) 政治資金監査は、政治資金の用途に対する国民の政治不信を払拭するため、国会における議論の結果、支出の面について、政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な監査を行うものとして、平成 19 年 12 月の政治資金規正法改正により導入されたものです。</p> <p>具体的には、政治資金規正法において、政治資金監査は、①会計帳簿や領収書等の関係書類が保存されていること、②会計帳簿に支出の状況が記載されていること、③会計帳簿等の関係書類に基づいて収支報告書に支出の状況が表示されていること、④徴難明細書等は会計帳簿に基づいて記載されていることの 4 点について監査することと規定されております。</p> <p>政治資金監査によって何をどこまで確認するかについては、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、国会において議論いただくべき問題であると考えます。</p> <p>(後段について、) 政治資金監査は、弁護士、公認会計士及び税理士という職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものとされています。</p> <p>また、政治資金監査においては外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられています。</p> <p>当委員会では業務制限の範囲について、政治資金監査制度の趣旨等を踏まえてこれまでも検討を行ってきており、法令上の業務制限には該当しないが、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保</p>

		<p>つ観点から、政治資金監査を行うことは適当でない事例等について、随時、政治資金監査に関するQ&Aの改定や追加によりお示ししてきています。</p> <p>また、「自ら作成・徴取した会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行う場合」を業務制限の対象として制度化することについて、昨年度、当委員会から所管庁へ要請を行っております。</p>
2	<p>マスコミ等に騒がれている対象者の登録政治資金監査人を公表すべきではないか。(政治資金規正法)</p>	<p>政治資金規正法上、政治資金監査報告書は収支報告書などとともに閲覧等の対象となっており、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかになっています。</p>
3	<p>「振込用紙」の概念、具体的用紙(銀行の用紙、コンビニ用)とは?</p>	<p>お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではありませんが、政治資金監査において振込みに関係する書面としては、政治資金規正法上、金融機関が作成した振込みの明細書であって、金額及び年月日が記載されたものと定義されている振込明細書があります。</p> <p>金融機関の窓口やATM等において振込みを行った場合や公共料金等の請求書発行事業者から送付された書面を用いて金融機関で支払った場合に金融機関から受領する書面は、振込明細書となりますが、送付された書面を用いてコンビニエンスストア等で支払った場合にコンビニエンスストア等から受領する書面は、振込明細書とはなりません。</p> <p>なお、当委員会では、このような請求書発行事業者から送付された書面を用いて金融機関等で支払った場合に受領する書面の取扱いについての検討を踏まえ、政治資金監査に関するQ&AのV-13を改定しましたので、こちらもご参照ください。</p>
4	<p>①政治資金監査に関するQ&A.P.16～P.17に記載されております「明細書」についての実例、もしくは様式があればご教示をお願いします。</p> <p>②選挙に当選した時に支持者から当選</p>	<p>① 政治資金監査において確認の対象となる明細書とは、政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が、支出をした日から7日以内に会計責任</p>

	<p>祝いの物品を頂いた場合は、「明細書」を作成すべき場合に該当しますか？</p>	<p>者に提出しなければならないとされているもので、様式は定められていませんが、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載したものをいいます。</p> <p>例えば、第三者が政治団体の代表者又は会計責任者と相談し、あるいはこの要請に応じて、自らの支弁をもって当該政治団体のために支出した場合などに明細書を提出することとなります。</p> <p>明細書を会計責任者に提出しなければならない場合の具体例について、政治資金監査に関するQ&AのV-3でパンフレットに貼付する切手代等の例を示していますので、ご参照ください。</p> <p>(過去の回答と同旨)</p> <p>② 当委員会として、個別の事案について事実関係を承知する立場にはありません。</p> <p>なお、お尋ねの事例において、金銭以外のものによる寄附に該当するのであれば、収支報告書には、時価に見積もった金額を「寄附」として記載するとともに、同額を支出にも計上する必要があります。</p> <p>政治資金監査は支出のみを対象としていますので、収入の確認までは求められておりません。</p>
5	<p>小淵優子議員の政治資金収支報告書問題は、現行の政治資金監査がいかにか骸化しているかを明らかにしたものと理解しているが、適正化委員会としてコメントはあるか。</p>	<p>当委員会として、個別の事案について事実関係を承知する立場にはありません。</p> <p>なお、政治資金監査は、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p> <p>政治資金監査の方法については、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関することから、まずは、国会において議論いただくべき問題であると考えます。</p>
6	<p>政治資金規正法上の業務制限の範囲</p>	<p>当委員会では登録政治資金監査人の</p>

	<p>を拡大するための法改正は予定されているか。平成 26 年版 Q&A で「望ましくありません」とした点は、改正に向けた第一歩かと思うが、具体的に望ましくない事例が具現化した以上、改正すべきではないか。</p>	<p>業務制限について、政治資金監査制度の趣旨等を踏まえて検討を行ってきています。その中で、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（平成 26 年 3 月）「制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当」である旨を示した 3 つの事例については、「取りまとめ」P28～30 においてそれぞれの事例ごとに議論の経緯を紹介しておりますが、平成 26 年 6 月に改定した政治資金監査に関する Q&A において、登録政治資金監査人の業務制限に関して政治資金監査を行うことが望ましくない事例として示したところです。</p>
7	<p>適正化委員会が「望ましくありません」と評価する政治資金監査人について、委員会側から国会議員に対して、変更又は交代を要請することは可能か否か。可能であるとした場合、その効力はあるのか否か。過去に実例はあったか否か。</p>	<p>当委員会として、お尋ねのような変更等を個別に要請する立場にはなく、過去に要請した事例もありません。</p>